



さ か た よ し お
坂田芳郎 議員

Yoshio Sakata

Q&A

一般質問

Q. 火災予防の啓発活動は A. 出初式や年末特別警戒など

1人の不注意が、地区一帯を恐怖にたたき込み、あたり一面を焼け野原にと追い込む。

平成28年12月に発生した、新潟県糸魚川市の大規模火災は、延焼4万平方メートル。出火より鎮火まで、およそ30時間。焼失家屋は、147棟におよび、内83%が全焼した。そして、歴史ある町並み、思い出の品々は消えた。原因はコンロの消し忘れによるものであった。

火元よりの賠償・弁済は実質において為されず、再建の足掛かりは、行政によるものとなった。本町は幸いにも、町当局、消防本部、消防団の日々の努力・活動によって大火を未然に防ぐことができた。一面、幸運であったとも言える。日々の淡々とした変わらぬ生活の中で、やもすると作り出してしまう顕著な人災。

私共議員としても、常日頃より住民各位の皆様に、火災予防に対しては特段の留意を戴きますようお願い致している。ここで尋ねる。

Q 火災予防思想の普及・啓発は火災の発生を大きく減少させる。当局、消防本部、消防団と、連携した主な取組には、どのような活動があるか。

A 総務部長
各種行事を実施するにあたっては、消防本部、二市二町の正副団長、各市町の担当者が集まり、連絡会議を実施している。会議では、各消防団の役割分担・協力体制の確認や火災予防活動等の取組計画について情報交換を行っている。具体的な活動については、二市一町消防合同出初式、春と秋の火災予防活動、年末特別警戒などがある。

Q それら啓発活動がら上がってくる諸々の要望に対し、当局として十分な対応・フォローはしているか。

A 総務部長
消防団からの要望に対しては、役員会を開催し、各種活動内容に対する団員からの意見や要望

を踏まえたうえで、実施している。消防団活動への支援としては、必要な備品などの購入を行っている。また、各種活動の通知の際には、通知文の発送と併せ、消防団メールの配信により団員が活動しやすい環境の整備に努めている。



▲年末特別警戒にあたる団員